

提出書類一覧（農地法第43条第1項）

- 届出者 本人又は賃借権等を有する者
- 届出先 志賀町農業委員会事務局
- 届出期間 毎月10日
- 提出部数 各2部

提出書類		備考	チェック
届出書（様式第1号）		正本1部、副本1部	<input type="checkbox"/>
営農に関する計画（様式第2号）		農作物の作目及び栽培方法、生産量及び販売量等	<input type="checkbox"/>
同意書（様式第3号）		所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有するものの同意（1部コピー可）	<input type="checkbox"/>
委任状		代理人が申請する場合（1部コピー可）	<input type="checkbox"/>
届出者が法人の場合	法人登記事項証明書	法務局発行（1部コピー可）	<input type="checkbox"/>
	定款	コピー可	<input type="checkbox"/>
土地登記簿（全部事項証明書）		法務局発行（1部コピー可）	<input type="checkbox"/>
住民票写し		住所が土地登記簿（全部事項証明書）と異なる場合（1部コピー可）	<input type="checkbox"/>
位置図		届出地の場所がわかるもの（住宅地図等）	<input type="checkbox"/>
公図（地番表示図）		届出地のもの（コピー可）	<input type="checkbox"/>
施設計画図		日影範囲、敷地境界線、縮尺・方位、施設配置、施設底面の用途（農作物の栽培施設、作業用通路、環境制御装置の置場、その他栽培に必要不可欠な施設）のわかるもの、施設から水平距離5m及び10mの線、「農作物栽培高度化施設であること」の標識の位置	<input type="checkbox"/>
標識デザイン（案）		設置予定の標識デザイン（案）	<input type="checkbox"/>

※注意事項

- ・証明書は提出日より3ヶ月以内に発行されたものに限ります。
- ・農作物栽培高度化施設の増改築や建替えをする場合についても届出が必要です。
- ・農地を農作物栽培高度化施設用地として利用するため、所有権移転等をする場合、届出とあわせて農地法3条の許可申請が必要です。
- ・農作物栽培高度化施設の用地を借りる場合、借人は、農地法第3条の許可申請が必要です。
- ・農作物栽培高度化施設用地を借りて利用する場合で、その農地が共有名義の場合、共有者すべての同意が必要です。